

観光地へ向かう道路の整備及び案内方法について

受付日:令和 8 年 5 月 20 日 回答日:令和 8 年 5 月 28 日

【ご意見の内容】

車で観光の利便性向上のため、観光地へ向かう道路の一方通行、交互通行規制を実施してはどうでしょうか。また、降車してからの徒歩の所要時間や道路の注意喚起文章についても、観光ガイドブックに記載してはいかがでしょうか。

【回答】

この度ご利用を頂きました道路につきましては、大半が、主として林業の経営上利用される「林道」となっています。

そのため、一方通行規制やタクシーのみの通行を行うことは、林業従事者等の事業活動に影響を及ぼすおそれがあります。また、実施に当たっては、受益者の了承を広く得る必要があるなど、現状では対応が難しい状況です。

また、信号機の設置による交互通行規制や待避場所確保のための整備につきましても、信号機の設置に係る費用の確保、待避場所のための土地の確保などの必要があることなどから、現状では対応が難しい状況です。

なお、林道の管理につきましては、計画的な除草・清掃作業を行い、安全な道路管理に努めておりますのでご理解を頂きますようお願いいたします。

観光ガイドブックへの徒歩所要時間や道路の注意喚起文章を掲載することにつきましては、この度いただきましたご提言を踏まえ、ガイドブックの制作を行っている隠岐の島町観光協会、隠岐ジオパーク推進機構など、関係機関と協議の上、掲載を検討してまいります。